

相続について (令和6年9月9日 ふれあいサロン)

【法定相続人】

配偶者(夫または妻)は常に相続人

+

第1順位: 子

+

第2順位: 直系尊属(父・母)

+

第3順位: 兄弟姉妹

兄弟姉妹の中にすでに死亡した者がいる場合には、その子(甥姪)が相続人となる* 代襲相続

【法定相続分】

相続人の 組み合わせ	法定相続分		
配偶者のみ	配偶者	全部	
配偶者と子	配偶者	2分の1	
	子	2分の1	子が複数いるときは 2分の1を頭数で割る
配偶者と直系尊属	配偶者	3分の2	
	直系尊属	3分の1	直系尊属が複数いるときは 3分の1を頭数で割る
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3	
	兄弟姉妹	4分の1	兄弟姉妹が複数いるときは 4分の1を頭数で割る
①子のみ ②直系尊属のみ ③兄弟姉妹のみ	血族相続人	全部	同順位の者が複数いるときは 頭数で割る

【相続手続の流れ(遺言がないとき)】

戸籍を集めて相続人の確定+財産の調査(注意・マイナスの財産も相続する)

↓

相続人全員の合意で遺産の分け方を決める+遺産分割協議書に署名・実印捺印

↓

相続登記、預貯金・株式の相続手続(名義変更)

遺言について

【遺言の種類】

	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者が、紙に、自ら、遺言の内容の全文、日付を書き、かつ、署名、押印することにより作成する。 ただし、財産目録等は、自筆によらないこともできる。		遺言者が、公証人の面前で、遺言に記載したいことを話し、その内容を基に、公証人が、公正証書として作成する。
保管方法	遺言者本人が保管	法務局で原本保管	公証役場で原本保管
特徴	○いつでも手軽に書ける		証人2人の立会いが必要
	×法律の定める方式で記載されていない場合には、無効になることもある		○無効になる恐れがなく最も安全性が高い
	○費用がかからない	3,900円	内容により、数万円～
	×死後、家庭裁判所にて検認手続きが必要		○死後、家庭裁判所にて検認手続きが不要
×紛失、改ざんの恐れがある		○紛失、改ざんの恐れがない	

【遺言に関する基礎知識】

- ・日付は、正確に記載する。(○月吉日は×)
- ・2人以上の遺言者が、同一の遺言を作成することはできない。
- ・財産を特定できるように記載する。
- ・財産を残す相手(相続人、受遺者)を特定できるように記載する。
- ・財産をどのように分けるかは自由だが、遺留分があることに注意する。

※遺留分とは

- ・配偶者
- ・子供(代襲相続の場合は孫も含まれる)
- ・直系尊属(親など)

に一定の割合で財産を相続することを保障するもの

※遺留分の割合は、相続財産の2分の1

ただし、直系尊属のみが相続人の場合は、3分の1
兄弟姉妹に遺留分はない。

作成: 行政書士 桑本 博
船橋市前貝塚町255-96
電話047-468-8724